

平成28年度病害虫発生予察指導情報

対象病害虫：イネ・いもち病（No. 5）

平成28年7月25日
鳥取県病害虫防除所

1 情報の内容

穂いもちの伝染源となる葉いもちの発生が中間地～山間地を中心に多くなっている。7月18日に梅雨明けしたとみられているが、いもち病が発生しやすい中間地～山間地では、穂いもちの発生が多くなることが懸念される。穂いもちの被害を防ぐために、穂ばらみ期及び穂揃い期の防除を徹底する必要がある。

2 発生状況等

- (1) 7月22日現在、県全体の中間地～山間地では、急性型病斑が10.2%のほ場で確認されており、このような地域では葉いもちの病勢が止まっていない。
- (2) 長期効果持続型の育苗箱施用剤が広く使用されているが、薬効が切れる時期となっている。また、早生品種では穂肥の施用により葉色が濃くなり、いもち病の感受性が高まっている。
- (3) プラスタム（いもち病予察システム）による葉いもちの感染好適条件又は準感染好適条件は、7月8～9日及び7月13～14日に出現した（表1）。したがって、7月15～21日にかけて、新たな病斑が発生した可能性が高い。
- (4) 気象庁の発表によると、7月18日に梅雨明けしたとみられており、7月21日発表の向こう1ヶ月の気象予報によると、平年と同様に晴れの日が多いと予想されている。このことから、今後の葉いもちの発生は停滞することが予想される。しかし、中間地～山間地等の葉いもち多発ほ場では、穂いもちの発生が懸念されるため、穂ばらみ期及び穂揃い期の防除を徹底する必要がある。

表1 プラスタムによる感染好適日の出現状況

日付	鳥取	青谷	岩井	智頭	倉吉	塩津	米子	境	茶屋
7/7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/8	—	—	○	○	—	—	—	—	—
7/9	○	○	—	●	—	—	—	—	○
7/10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/12	—	—	—	—	—	—	○	—	—
7/13	—	—	—	●	—	○	○	○	—
7/14	—	—	—	●	—	—	—	—	●
7/15	—	—	—	●	—	—	—	—	—
7/16	—	—	●	—	—	—	—	—	—
7/17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/18	○	—	—	—	—	—	—	—	—
7/19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/21	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ●感染好適日、○準感染好適日

3 防除上注意すべき事項

- (1) 葉いもちは穂いもちの伝染源となるため、葉いもちの進展が止まっていないほ場では、治療効果を有する粉剤、水和剤などを用いて葉いもち防除を行う。
なお、平坦部のほ場においても、葉いもちの進展が止まっていない場合は同様の対応を行う。
- (2) 穂いもちは発生後の防除が困難であるため、穂ばらみ期及び穂揃い期の2回、粉剤、水和剤等による防除を徹底する。なお、降雨が続く場合は、雨の止み間をみて防除を行う。この場合、散布後から降雨が3時間程度なければ、防除効果は十分にある。
- (3) 穂いもち防除を目的として粒剤を使用する場合は、各薬剤の使用基準を確認して、出穂前の所定の時期に湛水散布する。この際、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とする。また、農薬の流出を防止するために必要な措置を講じるように努める。
- (4) 「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「きぬむすめ」などのいもち病に弱い品種の栽培、窒素肥料の多施用、遅植えなどの条件では特に発生しやすい。
- (5) 本県では、ストロビルリン系薬剤耐性菌が発生しているため、本系統薬剤の使用を控える。
- (6) 防除に当たっては、農薬の使用基準を遵守するとともに、使用上の注意事項を守り、散布作業者の安全の確保に努める。特に、葉いもちの追加防除を行ったほ場では、農薬の総使用回数を超えないよう十分注意して穂いもち防除を行う。